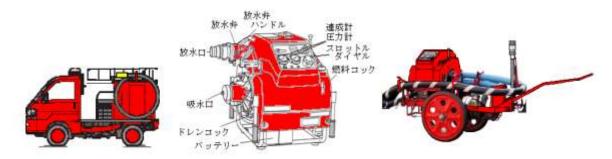
第 10 動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプ設備は、動力消防ポンプ、ホース、ノズル、吸管及び水源により構成され、火災の際、動力消防ポンプを起動させ、ホース等により消火する消火設備で、火災の消火を主目的とするもの。

1 設備の概要



2 設置場所

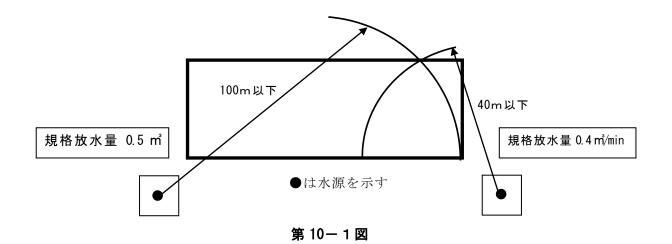
令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 動力消防ポンプは、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (2) 動力消防ポンプ (消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。)は、設置する水源ごとに、当該水源の直近 (概ね3m以内) に設けること。
- (3) 動力消防ポンプは、第10-1表に示す規格放水量の警戒範囲(防火対象物の各部分から 一の水源までの水平距離)以内ごとに、防火対象物の各部分に有効に放水することができ るように設置すること。(第10-1図参照)

なお、ホースは設置される動力消防ポンプの付近に設置すること。 ♥ i

第 10-1 表

規格放水量	警戒範囲
0.5 ㎡/min 以上	100m以下
0.4 ㎡/min 以上 0.5 ㎡/min 以下	40m以下
0.4 m³/min 未満	25m以下



3 性能

令第 20 条第 3 項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」(昭和 61 年自治省令第 24 号)第 16 条に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。(第 10-2 表参照)

ポンプの 規格放水性能 級別 規格放水量 (m³/min) 規格放水圧力(Mpa) 2.80以上 A-10.85 A-20.85 2.00以上 B-10.85 1.50以上 1.00以上 B-20.70 B-30.55 0.50以上 C-10.50 0.35以上 C-20.40 0.20以上

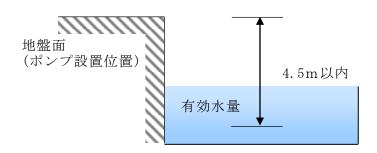
第10-2表

4 水源

令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源水量

地盤面下に設けられている水源にあっては、その設けられている地盤面の高さから 4.5 m以内の水量を有効水量とすること。(第10-2図参照)



第10-2図

(2) 水源水量の確保

- ① 第2屋内消火栓設備5.(3)を準用すること。
- ② 河川、海水等の自然水を使用する場合は、次によること。 ア 水量は、0.8 m³/min 以上で、20 分間放水できること。 イ 水深は、40 cm以上確保できること。

(3) 吸管

吸管は、前(1)に定める水源水量を有効に使用できる長さのものを設けること。